

地域移行なる幻想

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
令和5年度全国施設協議会・特別講演より

本法人常務理事 国立秩父学園親の会 元会長 茶 圓 光 彦
(資料等作成) 本法人理事 長 井 浩 康

本法人茶圓光彦常務理事は、令和5年5月18日～19日に松山市駅前カンファレンスセンター及びオンラインで開催された標記協議会に招かれ、「児者一貫制度の過去・現在・未来」と題する講演を行いました。本論文は、その講演内容を「地域移行なる幻想」と改題し文書化したものです。22頁からスライドを掲載していますので、併せてご覧ください。

はじめに (地域移行論の危うさ)

私は、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会の常務理事で、国立秩父学園親の会元会長の茶圓光彦です。

この度は日本重症心身障害福祉協会の定時総会・全国施設協議会にお招きを受け講演を行う機会をいただき光栄です。この定時総会、協議会の幹事施設であります愛媛県立子ども療育センター所長の若本裕之先生が私を招く企画を立てられたのは、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会の機関誌である「両親の集い」(2022年7・8月号)に掲載した私と長井浩康理事の共著になる「児者一貫『制度』の法的担保について」(当会HPに掲載)をお読みいただいていたことだとうかがっております。小論文を掲載した「両親の集い」を私もこの法人は倉田清子理事長名で全国の重症児者施設の施設長さんにお送りしました。皆様方の中にはお読みいただいた方もいらっしゃると思います。念のために本日は

場にいらっしゃる方々全員に小論文のコ

ピーをお配りします。加えて私が作成し、

2004年4月号の「両親の集い」に発表

した「脱施設」では現実的な議論を」と、

2010年11月号の「両親の集い」に発表

した「地域」と「自己決定」と題する小

論文のコピーもお配りします（当会HPに

掲載予定）。以上の三つの小論文とも持ち

帰ってお読みいただければ幸甚に存じます。

さて、本日の講演は、お配りした「児者

一貫『制度』の法的担保について”をその

ままなざる形ではいたしません。若本先生

にいただいた演題に即してお話することに

なりますが、その中で特に児者一貫制度の

「未来」のところを膨らませて、現在障害福

祉の世界で猛威をふるっている脱施設・地

域移行の主張に言及し、本日お配りする

2004年と2010年の小論文に触れな

がら、私が持つ危機感を皆様方に共有して

いただきたいと考えています。私は障害者

の親でありましたが、一方で重症児者施設

の経営者としては施設長の皆様方と同じ立

場にいるのです。

【スライド1】

守る会と私のこと

講演を始めるにあたって「全国重症心身

障害児（者）を守る会」の概要と私の経歴

に関してご説明をいたします。

私どもの会は「守る会」と略称で呼ばれ

ることが多いのですが、守る会は、法律的

には二つの組織から成り立っております。

一つはいわゆる任意団体（権利能力なき社

団）である運動体としての親の会、もう一

つは社会福祉事業を行うべく社会福祉法に

基づいて設立した事業体としての社会福祉

法人です。この二つの組織は、まったくの

同一名称で、違いは頭に「社会福祉法人」

とついているか、いないかというだけで

から、組織内部においても過去には二つの

組織を巡る多くの混乱が生じておりました。

繰り返しますが、親の会は「重症児者を助

けてください」と社会に対してお願いする

運動体です。そして法人は、社会福祉事業

を実施経営する事業体です。かねてより私

は「親の会と法人は、一種の利益相反関係

にあります」と説明しております。何とな

れば、親の会からすると施設の医師、看護

師、職員の方々は多ければ多いほど良い、施

設の設備は立派であればあるほど良いが、

法人からすると、適正な人員規模、適正な

設備でなければ収支損益が、そして経営が

成り立たないからです。

次に、私個人のことについてご説明いた

します。私は現在83歳ですが、つい先年ま

で重度の知的障害を有する子どもの親であ

りました。私が80歳、子どもが50歳の時、子

どもが急性心筋梗塞で死去しました。本来

ならば私は知的障害の親の会に入るべき

だったのでしようが、守る会とのご縁が

あって昭和48年以来約50年間に及ぶ親の会

の会員です。また法人では長年にわたって

常務理事の職務についております。なお、私

は大学卒業以来、国内全都道府県に店舗を

有する金融機関に就職し、関係会社を含め

て65歳に至るまで勤務しました。そして65

歳で定年を迎えた後に会社を設立し、現在まで働いております。

長井浩康理事の協力を得て作成した前述の小論文の私と、本日の講演者としての私の肩書は、法人の常務理事に加えて、知的障害児の入所施設である「国立秩父学園」の元・親の会長としております。すなわち、施設の経営者の立場と受益者の立場にまたがっております。

それでは、以下本論に入ります。

【スライド2】

児者一貫制度に関する法体系の混乱

私の「児者一貫『制度』」の法的担保について」と題する小論文作成の目的は、わが国の障害施策が、子どもと成人という年齢による区分によってなされているのは問題であると主張することにあります。

重症児に対する施策は、「児童福祉法」によって（昭和42年に）法制化されました。しかしながら児童福祉法は、そもそも第二次世界大戦終了後の昭和22年に「戦争により

父や母、家庭を奪われた子どもたち」すなわち戦災孤児を対象として制定されたのです。この児童福祉法に障害児福祉施策を盛り込んだことが、今に至る障害福祉施策の混乱を招き、守る会が「児者一貫」を主張しなければならぬ状況に至った原因となったのだ、と私は小論文で主張しているのです。

【スライド3】

何が混乱かご説明します。児童福祉法が対象とする「児童」とは、原則的に18歳未満です。児童福祉法による「精神薄弱児（当時）」と「肢体不自由児」の入所施設（当時）は措置による収容施設でした）は、従って原則として18歳未満を対象としており、18歳に達すると退所しなければならぬというものでした。なぜ18歳になったら退所しなければならぬのでしょうか。この18歳（児童福祉法による成人区分概念）問題について、根源的な法律論および福祉制度論による検証がなされないまま現在に至ったこと

が、障害福祉施策混乱の原因であると私は思います。

【スライド4】

加えて、令和4年6月の第208回通常国会で「こども家庭庁設置法」が成立し、管轄省庁まで分離されることになったので、障害福祉施策の混乱の原因が二重になったと私は懸念しているのです。

なお、18歳を境に区分された法律、制度を前提として（認めて）、その後の議論を重ねて行ってきたいるために、議論そのものが論理的でなく歪んだものになっており、それに後で述べますが、奇妙な観念的理想論が加わって障害施策を摩訶不思議なものにしているというのが私の主張なのです。

児童・成人（民法上は「成年」）の法律的な区分は、基本的には行為能力を認めるか否かの区別です。行為能力を認めるとは何か。それは親の庇護下にあった子どもが一人前になったから、例えば不動産の購入契約などをして良い、すなわち法律行為を

しても良いということです。わが国ではつい最近（2022年4月1日）民法が改正されて18歳に引き下げられました。明治9年に太政官布告で20歳になると成人と認めるとされ、最近まで約140年間続いていたのです。

しかしながら世界の各地には一定の年齢になったから成人と見做すということではなく、一人前になったかどうか一種のテストをして能力を測るという風習・制度も見られました。例えばオーストラリアの先住民であるアボリジニでは男性の成人通過儀礼として、少年が10歳から16歳になると一定期間一人で原野に出てサバイバル生活を行ない、帰還すれば一人前と見做すということでした。しかしながら必要とされる能力が「原野で生き残る」というようなことで測られない現代国家では、一定の年齢に達すると知的能力が備わるだろう、との考えから成人と見做す（見做さざるを得ない）ということになったのは、ご承知の通りです。なお、歴史的には能力を測るに、身体

的能力よりも知的能力に重きを置くことに傾いてきたと言えるでしょう。

そこで皆さま方にお尋ねしますが、重症心身障害児が、あるいは重度の知的障害児が、18歳や20歳になったからといって成人一人前になり得るでしょうか。不動産を購入するということのような法律行為ができるでしょうか。未成年であれば親権者が、成年であれば成年後見人が関与しなければ、不動産は購入できません。

障害施策は、特に重度の知的障害、重症心身障害の施策は、ライフステージに切れ目なく応じて一貫して行うべきを、緊急避難的に児童福祉法で行い、その法体系・施策の不足、矛盾をつぎはぎの追加の法と施策によって弥縫（びほう）してきたというのが実態なのです。しかも重ねて言いますが、皆さま方がご承知のように令和4年6月の第208回通常国会で「子ども家庭庁」が設置されることになり、その所掌に「障害児支援」なる項目が定められました。障害児の管轄は子ども家庭庁に移り、障害者

の管轄は厚生労働省に残るということです。繰り返しますが、従来の障害施策の法体系そのものが緊急避難的に成立し、論理的に一貫性に欠けるのに、それを根本的に見直すことなく管轄省庁まで分離されてしまつて、今後どうなるのだろうかというのが私の問題意識なのです。

以下、与えられた講演の議題に添って児者一貫制度の経緯をお示しします。

児者一貫制度の過去・現在・未来

【スライド5】

(A) 過去（不思議な法体系下での運動の限界）

戦前には重症心身障害に関する施策はありませんでした。前述しましたように戦後の昭和22年に、やっと知的障害児（当時は精神薄弱児）と肢体不自由児に対する施策が児童福祉法制定時に盛り込まれたのです。重度の知的障害と重度の肢体不自由が重なった重症心身障害児は、昭和22年当時定

義すらなかったのです。

【スライド6】

昭和42年に慶応大学病院および日赤産院の医師であった小林提樹先生のご指導と、故北浦雅子守る会会長をはじめとする親たちの運動の成果として、児童福祉法に重症心身障害児施策が追加して盛り込まれました。

知的障害、肢体不自由、重症心身障害に對する施策は前述しましたように基本的には児童に對するものでした。当然ながら成人（児童福祉法では18歳）に達したら施設を出て行かなければなりません。そしてそれが現実的でない、施策として充分でないことは行政も親たちも知っておりました。そこで行政は何をしたか、昭和42年の児童福祉法改正において「精神薄弱児と肢体不自由児については、措置権者の裁量において満20歳に達した後においても引き続き児童福祉施設に所在させることができる」とし、重症心身障害児については、「18歳以

上の者についても、その者を当分の間、児童福祉施設に所在させることができる」と規定したのです（精神薄弱児と肢体不自由児が20歳まで所在できることには、既に法制定時になっていた）。

児童を対象とする児童福祉法に例外的なものとして成人の処遇に関する規定を置いたのは、立法論、法体系としてはめちゃくちゃです。このことに關して桑原洋子龍谷大教授は著書の「社会福祉法制要説」（有斐閣）において以下のように述べています。

「社会福祉法制は、学問体系として整備されておらず、未完成の部分が残されている。これは社会福祉法制が他の領域の法体系のように、一定の法理に従って意図的・体系的に形成されたのではなく、その時々社会的ニード、福祉運動などにつき動かされて必要な部分がモザイク的に形成されたという特質を持つからである」と。

桑原教授の主張は誠に至言であると私は思います。

私ども守る会は「当分の間、児童福祉施設に所在することができる」との法規定、すなわち児者一貫制度を「定着」させようと行政に、そして社会に働きかけ、それは成果を見たのです。しかしながら、一方では、いびつな法体系の抜本的是正を図る運動をせず、いびつさに目をつぶり弥縫策（びほうさく）をそのまま定着させて現実の果実を得ようとしたことは、運動の限界であったと言えるのかも知れません。

【スライド7・8】
（B）現在（障害者総合支援法制定下での児者一貫制度の保持）
ともあれ、私ども守る会の運動は行政の理解を得ることができました。すなわち、「障害者総合支援法」によっても児者一貫制度はいくつかの条件（日中活動など）はつけられたものの、守り得たのです。この経緯の詳細については前述の私と長井理事による小論文に触れておりますので、ここでは触れません。

【スライド9】

知的障害児入所施設と肢体不自由児入所施設はどうであったか。両障害にはその後、成人の法が制定されていたのですが、障害者総合支援法の制定によって児童施設に成人が所在することができなくなり、成人施設への移行が強く求められる状況となっています。これに対する両障害の団体は反対することなく、それぞれが一方で、両障害のオピニオンリーダーに「脱施設」「地域移行論」が猖獗（しょうけつ）を極めてきて、私ども守る会から見れば何とも摩訶不思議な状況となっているのです。摩訶不思議とは何か、私は重度の知的障害者の親でしたから実感したのですが、子どもを「地域」などという曖昧で摩訶不思議な概念の場所に残して死ねるか、ということです。

【スライド10・11】

（C）未来（混沌）

児者一貫制度が今後どのようなになるか、私には見当が付きません。しかしながら前

述したように、そもそもいびつな法体系の下にあった制度ではありましたが、従来、行政（厚生労働省）は、そのいびつさを理解していて、私ども守る会の主張を受け入れてくださったと私は考えています。

しかしながら、少子化対策を主目的として設立したことも家庭庁に「児童福祉法」が移ることによって、すなわち管轄省庁が分割されることによって、従来通りには行かないのではないのでしょうか。徐々に問題が生じてくるのではないか、未来が混沌としたものになるのではないかと、私は危惧しています。そのことについて次項以下に述べます。

児者一貫制度と脱施設・地域移行の問題点

1. 国連の障害者権利条約

最近の障害施策においては「脱施設」「地域移行」という考えが主流になっていると私は前述しました。この考えの基礎には「国連の障害者権利条約」があることは皆様方

ご承知の通りです。わが国でもこの権利条約を錦の御旗として脱施設、地域移行の主張をなさっている方々が多数存在し、例えば「内閣府障害者政策委員会」メンバー30名のうち、ほとんどは脱施設・地域移行派と言えるのではないかと思います。

私ども守る会から参画している安部井聖子委員は例外的な存在で「重症心身障害児者に入所施設は必要である」と委員会において遠慮がちに発言しており、反発を受けています。委員会での議論の様子については後ほど紹介いたします。なお、安部井聖子さんは現在64歳で、36歳の重症心身障害のわが子を家庭で抱えており、施設には入所させておりません。安部井さんは親の会の東京都支部長ですが、副支部長の京谷美智子さんは76歳になるまで重症心身障害の子を家庭で抱え、体力が衰え介護が従来通りに行えなくなった、加えて子が頻繁に医療を必要とするようになったことから、48歳の子を施設にお願いしました。また岩城節子さんは元東京都支部長で、現在は親の

会の関東・甲信越ブロック長ですが、岩城さんも80歳までわが子を家庭で抱え、ご主人の介護も重なってきたので、42歳の子を施設に入所させたのです。

【スライド12・13】

先ほど申し述べた内閣府障害者政策委員会（第5期）の公表されている委員の方たちの名簿を示します。委員には当然ながら重度知的障害者、重症心身障害者の本人はいません。どうぞ、皆さま方におかれては、この名簿をネットで引っ張り出すなどして、公表されている資料に基づいてこの方たちの経歴や障害とのかかわり（障害者本人なのか、あるいは障害者の家族なのか、どういふ障害なのか、あるいは学者、施設経営者、施設職員のかなどなど）について調べてください。

私は、随分以前に参加した障害児者に関する会議で、入所施設の経営者や、入所施設にわが子を入所させている親が、脱施設の意見を声高に主張しているのに驚き、矛

盾した言動ではないのかと困惑したことがあります。皆さま方も矛盾だと思われませんか。脱施設を言うなら、自分が経営する施設を閉鎖してから、あるいは閉鎖のスケジュールを示してから言え、自分の子どもを施設から出してから言え、と私は言いたいところでした。

また施設職員の経歴を経て学識経験者となり（福祉系大学の教員など）、自身の過去の職歴を否定するがごとき脱施設の意見を述べる方が多数いらっしゃるのにも困惑しています。この方たちはご自分が働いた職場がとんでもないところであった、入所者に対する虐待が日常であったとか（虐待は、何をされているかも正確に認識できない知的障害者施設、認知症施設において行われることが多い）、親が子どもを施設にほったらかしにしていたということがあって、施設に嫌気がさしたということでしょうか。だとしたら地域、（地域が具体的に何を指すのか私にはわかりませんが、例えばグループホームとして）グループホームに移せば

虐待がなくなりますか、親のほったらかしがなくなりますかと聞きたいところです。

内閣府障害者政策委員会において私が特に注目しているのは厚生労働省および障害行政に多大の影響力を有する（有した）滋賀県のK氏をリーダーとする脱施設、地域移行派の、いわゆる「地域ネット」の人たちが委員の中に多数いると思われることです。

障害といっても、重症心身障害、つまり重度の知的障害を有するものと、身体障害とでは、全く違います。前述しましたが、重度の知的障害は法律的な意味で成人になり得ない、意見も主張できず、（虐待されていることも訴えられない）、自己決定もできない。しかしながら身体障害者は法律的な意味で成人になるし、意見も開陳できるし、自己決定ができるのです。繰り返ししますが、重度の知的障害者や重症心身障害者と違って身体障害者は「内閣府障害者政策委員会」の委員にも就任可能で、会議の席で意見も開陳できるのです。この両者の重大な違いを理解せずして、重度の知的障害、重症心

身障害者をも対象として脱施設、地域移行の理想論を唱える地域ネットの主張を、私は観念的理想論者であり、「青臭い」（未熟）と批判したいと思います。

なぜ私が上記のように思うに至ったか、以下に順次ご説明します。

まず、「脱施設」「地域移行」について、私の考えを述べます。

【スライド14】

2. 脱施設、地域移行とは何か

上記を論述するにあたって、まず2004年の毎日新聞の記事の一部を読み上げます。記事の見出しは「重度知的障害者施設『のぞみの園』厚労省方針」「地域移行『受け皿不足』報道」「Nステに抗議」となっております。そして記事のリードには「群馬県高崎市の重度知的障害者施設『のぞみの園』の入所者を段階的に地域へ移す厚生労働省の方針に対し、テレビ朝日系列の報道番組『ニュースステーション』が反対の立場に偏った報道をしたとして、地域で

生活する障害者や親などから抗議や再検証を求める声相次いでいる（須山勉記者）」とあります。

のぞみの園とは何か、皆さんはご存知でしょうか、念のために簡単にご説明しますと、1971年に群馬県高崎市郊外の山中に全国の重度知的障害者を対象として彼らが終生生活を送るいわゆる「終の棲家」として設立建設された国立唯一の知的障害者入所施設で、行政改革の一環として2003年10月に独立行政法人化されたものです。通称として「高崎コロニー」と呼ばれていることは皆さんもご承知だと思います。

写真（スライド）を見ていただいで一目瞭然、市街地から離れた山中にあります。記事に戻ります。「厚労省の検討委員会は昨年8月、08（2008）年3月までに入所者約500人の3〜4割を段階的に古里のグループホームなどに移行させる方針を打ち出したが、番組はグループホームなど地域で暮らすための『受け皿』の不足を指

摘し、反対する保護者の声を紹介した。入所者がパンフレットを逆さに見るなど、障害の重さを印象づけるような場面も放映した」とあります。

引き続き記事を引用します。「検討委は02年8月から1年間議論を重ね、（1）のぞみの園の入所者より支援が難しい障害者が地域へ移行している（2）のぞみの園には毎年30億円の上乗せ補助金がつけられ、職員の給与は民間施設に比べ高額だが、入所者サービスの水準は低い（3）地域移行を進める際は不安を抱く本人や家族の心情に配慮し、グループホームなど地域生活の基盤整備に取り組みなどを指摘した。番組は検討委のこれらの内容には触れず、座長の岡田喜篤・川崎医療福祉大学長が『思い切った冒険してみませんか』と発言した様子を再現。最後に久米宏キャスターが『のぞみの園に対する税金の支出は無駄遣いと思えない』『今やるのはむちゃだと思います』とコメントした。これに対し、知的障害者の親ら約30万人で作る社会福祉法人『全日本

手をつなぐ育成会』は今日10日、『番組は地域移行が強引に実行される印象を与え、地域での当たり前前の生活が否定的に描かれており、知的障害者への偏見を助長しかねない』とテレビ朝日に抗議し、再検証を要請した。『障害のある人と援助者で作る日本グループホーム学会』など3団体も『もう一度問題を正しく伝えて欲しい』と求める要望書などを提出。全国の48障害者団体で作る『DPI日本会議』も協議の場を設けるよう求めている。同学会の室津滋樹代表は『国が責任を持って受け皿を作らなければならぬことは確かだが、受け皿がなければ障害者を入所施設に放っておいていいということにはならない』と話している。

以上が記事の引用ですが、記事内には検討委の座長である岡田喜篤先生の話も掲載されています。以下の通りです。

「テレビ朝日から取材も連絡も受けていなかった。番組を見て、むなししい思いがした。入所者がのぞみの園から一方的に出されるという趣旨の解説がされていたし、私

の発言を部分的に切り取り、意図的な構成になっているように感じた。『重度知的障害を持つ人は一般社会から切り離し、別の社会で生活してもらおう』という政策は今日の世界的な認識から見ても明らかな誤りだ。グループホームなど地域生活ができる資源の少なさは誰もが認めている。検討委は入所者を親元に戻そうとしたわけではなく、地域生活ができる条件を整備した上で移行させる方針だったことは、取材をすれば分かったはずだ。

以上が、日本重症心身障害福祉協会の理事長でもあった、そして私たち守る会法人の長年にわたる常務理事でもあった岡田座長の発言として報道されたものです。

私が注目するのは、地域移行の受け皿に関する「障害のある人と援助者で作る日本グループホーム学会」の室津代表と岡田座長の発言です。室津代表は「受け皿がなければ障害者を入所施設に放っておいていいということにはならない」と述べ、岡田座長は「地域生活ができる条件を整備した上

で移行させる方針だった」と述べておられる。この二つの意見は似て非なるものです。室津代表の意見は、受け皿がなくても施設から出せと主張していると解釈されても仕方がないでしょう。

なお、私は岡田喜篤先生と同時期を、守る会法人の理事として過ごした期間が長かったので、先生のご意見を親しく聞く機会が何度もありました。先生は私に対してしばしば「欧米の障害者入所施設とわが国の施設は全く違う。欧米は障害者に対する優生思想的な考えが施設設置の背後にあつて、ナチスのユダヤ人ゲットーのごとく、ほとんどが一般社会から隔離した土地にわが国では考えられないような大規模施設としかあつたが、わが国には昔から障害者を社会に包み込む雰囲気があつた。そして欧米のような優生思想的な考えによる大型隔離施設はほとんどなかった。欧米の大型隔離施設の反省として始まった国連の施設廃止、地域移行の考えをわが国の事情を斟酌することなく直輸入する行動には危うさを感じ

「る」と言っておられました。そして高崎コ
ロニーの検討委座長としての仕事を終えら
れた後にも私に対して「地域生活ができる
資源の整備は簡単ではない」と言っておら
れたのです。

また日本重症心身障害福祉協会の顧問で
あり、そして私ども守る会親の会の顧問で
もある社会福祉法人旭川荘理事長の末光茂
先生が監訳された「脱施設と地域生活（英
国・北欧・米国における比較研究）」と題す
る書籍には、ノルウエーの施設について以
下のように記述されています。「60年代後半
は特に施設の改善・充実に力が入られた
期間であり、施設の規模を縮小させ、施設
を地域の中に散在させてつくり、家庭的雰
囲気にあふれた建物や内装にした」。

3. 地域移行施策について

さて、以下については地域移行の代表的
受け皿と言えるわが国のグループホーム施
策に関して、厚生労働省OBであり、私ど
も法人の理事である長井浩康さんに調べて

もらった資料でご説明いたします。

【スライド15】

(1) 「社会保障長期計画懇談会」(昭和
49年2月)

まず、障害に関して「地域」という言葉
が行政レベルで議論されたのはいつからか
ということですが、厚生大臣の私的諮問機
関である「社会保障長期計画懇談会」が昭
和49年2月に発表した報告書に表れたのが
最初ではないかと思えます。報告書は「社
会福祉施設整備計画の改定について」と題
されておりますが、「地域」に関係ある部分
を抜粋します。

従来の施設収容偏重の考え方から脱皮し、
在宅福祉対策重視の考え方を明確にすべき
こと(在宅サービスの拡充と並んで、通所・
通園施設の整備を一つの重点とすること)。
今後とも、地域レベルでのニードや施設の
正確な実態把握の調査体系を拡充、改善す
べきこと。

(茶圓の意見)

この報告書では、施設収容重視から在宅
福祉対策重視へ考え方を変えるべきと述べ、
そのためには今後とも「地域」レベルでの
ニードを把握せよと述べているようです。
この報告書で述べている「地域」とはグルー
プホームではありません。「在宅」サービス
の拡充、通所・通園施設の整備と主張して
いますから、基本的にはこの報告書におい
て「施設」と対置させているのは「家庭」
なのでしょう。

【スライド16】

(2) 国際障害者年の理念(昭和56年)

昭和56年の国際障害者年の理念に「障害
者の社会への『完全参加と平等』というテー
マに端的に表現されているように、この社
会から全面的に障害者に対する偏見と差別
意識を除去し、障害者が他の一般市民と同
様に、社会の一員として種々の分野で活動
するとともに、生活を営むことができるよ
うにすることにあり」と書かれています。

(茶圓の意見)

この理念は至極まっとうな理念ですが、具体的な施策を示しているわけではありませぬ。

(3) 中央児童福祉審議会精神薄弱児(者)対策部会 (昭和63年10月)

この部会で「精神薄弱者の居住の場の在り方について・グループホーム制度の創設への提言(意見具申)」という文書が出されました。この文書で初めて「地域」と「グループホーム」の結びつきが表れたのだと思います。以下抜粋して転載します。

「かつては、ほとんどの精神薄弱者は地域社会で健常者と共に生きていくことは無理であると考えられていた。また、精神薄弱者やその家族にとっても『親なきあと』への対応なども考慮に入れれば、施設での生活を選択する方が安心であるというのが一般的であった。しかしながら、精神薄弱者が地域の中で暮らしていくことは、障害程度が重度と見られる人を含めて決して不可能ではなく、また彼ら自身がそれを望んで

いるということは、全国各地で繰り広げられている実践を通じて実証されている。全体的にみれば施設福祉に大きく傾いていた従来の精神薄弱者福祉の流れを見直し、精神薄弱者が地域で生活するための条件整備にも更に積極的な配慮がなされるべきである。全国様々な地域で先駆的に行われている試みに(中略)共通しているのは精神薄弱者が日常生活上の一定のケアを受けながら、街中の住宅を利用して複数で生活する場を設ける」。

(茶園の意見)

繰り返しますが、行政レベルで「グループホーム」という概念が表れたのはこの時が初めてではないかと思えます。注意すべきはこの意見書のグループホームは、街中の住宅を利用して複数で生活する場を想定しています。この講演で先に引用した末光茂先生の監訳の本にあるノルウェーでの考え方、すなわち「施設を地域の中に散在させてつくり、家庭的雰囲気にあふれた建物や内装にし」と似ていると思えます。すな

わちグループホームとは普通の家庭のように街中にあり、少人数の障害者が共に暮らすことを想定していたと言えるでしょう。ところが、この考えは後に述べますが、大きく変質します。変質は、脱施設論者や地域移行論者の声に押されての結果です。

【スライド17】

(4) 中央児童福祉審議会障害者部会意見具申 (平成11年1月25日)

この部会で「今後の知的障害者・障害児施策の在り方について」と題する報告書が出されました。

抜粋してお示します。

「知的障害者・障害児の福祉サービスの充実／知的障害者更生施設の機能の見直し／知的障害者更生施設は、知的障害者に自立のために必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設であるが、入所期間の長期化及びそれに伴う高齢化や一部には要介護化の傾向がみられるところである。このため、まず、重度の知的障害者も地域で生

活できるように地域での生活を支援するためのサービスの充実を図ることが肝要である。それを前提として、入所者の地域生活への移行を促進するため、障害の程度や年齢に応じ期間を定めた個別プログラムによる訓練機能の強化のほか、地域生活の準備の支援機能や地域生活へ移行した後のアフターケア機能等の強化を図る必要がある。一方、加齢等により身体機能が著しく低下した入所者に対し、日常生活上の介護のほか、身体機能の維持・回復の支援や生きがい等に配慮した支援が適切に行えるよう、施設の構造設備の改善や職員体制の在り方について、検討していく必要がある」。

(茶圓の意見)

この報告書の考え方の根底には、知的障害者更生施設(入所施設)は「自立のために必要な指導及び訓練等を行うことを目的とする施設である」との考えがあります。つまり「更生」施設はあくまでも自立するまでの通過施設なのです。ここで、私は前述した「自立」とは何かという疑問をこの報

告書の作成者に投げかけたいと思います。重度の知的障害者が、ましてや重症心身障害者が通過施設で指導・訓練を受けたからといって自立できるでしょうか。一方で厚生省は前述した「高崎コロー」を、当初は重度の知的障害者の「終の棲家」として制度設計していたのですから、通過施設だけでは間に合わないという意識を持つていたのだと思います。

【スライド18】

(5) 内閣府障害者基本計画(平成14年12月)

発表された計画書から関係部分を以下に抜粋します。

「施設等から地域生活への移行の推進。障害者本人の意向を尊重し、入所(院)者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理

解を促進する。施設の在り方の見直し。施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」。

(茶圓の意見)

重度の知的障害者、重症心身障害者本人の意向をどのように確認するのでしょうか。私には絵空事とは思えません。なお、この計画書の最大の問題点は「入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」という文言が、行政はもう入所施設をつくらないと述べていると理解されていることです。私はこの「理解」を知的障害者団体の責任者から聞きましたし、また一方で、知的障害者のオピニオンリーダー(学識経験者)がこぞって脱施設を唱えているのですから、行政も上記の意見を発するに遠慮がないでしょう。しかしながら本当に重度の知的障害者に入所施設が不必要なのですかと関係者に改めて聞きたいところです。